

◇ 潟上市創業支援補助金の流れ ◇

申請者が提出する書類は①～⑥となります

① 相 談

↓

↓ 事業計画書(様式2号)をある程度自分で事業計画を立て、潟上市商工会から事業計画の
↓ 精査をして頂き、経営指導を受けて下さい※**経営指導は必須項目**
↓ 潟上市商工会 本所(TEL018-877-3456) 広域指導センター(TEL018-878-2420)

↓

② 交付申請書(様式第1・2・3号)

↓

↓ 様式がすべて揃ったら提出して下さい

↓

・交付決定通知書(様式第4号)、不交付決定通知書(様式第5号)

↓

↓ ※交付決定後、事業に係る発注行為が可能となります

↓

③ 開業届(秋田北税務署)

↓

↓ ※開業届を提出する事が必須となっております

↓ 開業届を提出した後、速やかに**創業報告書(様式第8号)**を添付書類と合わせて提出して
↓ 下さい

↓

④ 事業計画変更申請書(様式第6号)

↓

↓ 当初提出した事業計画に無いことを新たに行うことがあれば提出して下さい

↓

・変更交付決定通知書(様式第7号)

↓

⑤ 創業支援補助金実績報告書(様式第9号)

↓

↓ 事業に係る支払い、開業届の提出が終わっており、且つ、ほぼ開業出来る状態になれば
↓ 添付書類と一緒に提出してください

↓ ※**実績報告書の提出後、現地にて検査を実施します**

↓

・交付確定通知書(様式10号)

↓

⑥ 創業支援補助金交付請求書(様式11号)

↓

・補助金支払い

問い合わせ先

潟上市 商工観光振興課 企業支援班

TEL 018-853-5350 FAX018-853-5280

e-mail : kigyo-s@city.katagami.lg.jp